

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

### 資料2

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「子ども・子育て支援法整備法」という。）第6条により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2が新設され、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

○新制度においては、市内の放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営の基準を条例で定めることになる。

○条例を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、厚生労働省令定める基準に従うものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。また、条例を定める際の「従うべき基準」、「参酌すべき基準」は以下のとおり。

#### －基準類型－

従うべき基準【従う】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事する者に関するもの 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に該当する「児童の遊びを指導する者」（保育士、社会福祉士、教員免許を有する者等）であって、研修を受講した者とする。</li> <li>・職員数に関するもの 職員は2人以上を配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。</li> </ul>
参酌すべき基準【参酌】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の規模に関するもの 児童の集団の規模はおおむね40人まで</li> <li>・施設・設備に関するもの 専用室は児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人あたりおおむね1.65㎡以上」とする。</li> <li>・開所日数・時間に関するもの 開所日数は、年間250日以上を原則とし、開所時間は平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。</li> <li>・その他の基準 「非常時災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者、小学校との連携等」、「事故発生時の対応」等を定める。</li> </ul>

項目		国基準案	基準類型	橋本市の基準案
(1)総論関係	①放課後児童健全育成事業者の一般原則	事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への配慮、人格の尊重	参酌	⇒ 国の基準どおり
		地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明	参酌	⇒ 国の基準どおり
		運営の内容についての自己評価、結果の公表	参酌	⇒ 国の基準どおり
		放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備（採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと）	参酌	⇒ 国の基準どおり

項目		国基準案	基準類型	橋本市の基準案
		軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等	参酌	⇒ 国の基準どおり
	②職員の一般的要件等	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと	参酌	⇒ 国の基準どおり
		常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと	参酌	⇒ 国の基準どおり
		放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保	参酌	⇒ 国の基準どおり
(2)設備関係	放課後児童健全育成事業所に設ける設備	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置	参酌	⇒ 国の基準どおり
		専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと	参酌	⇒ 国の基準どおり ※一定の経過期間を設定
		専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと(児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	参酌	⇒ 国の基準どおり
		専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと	参酌	⇒ 国の基準どおり
(3)職員関係	放課後児童健全育成事業に従事する者	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員(有資格者)を置かなければならないこと	従う	⇒ 国の基準どおり
		放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができること	従う	⇒ 国の基準どおり
		放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項各号のいずれかに該当する者(「児童の遊びを指導する者」)を基本)であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長(特別区の区長を含む。)が適当と認めたもの	従う	⇒ 国の基準どおり

項目		国基準案	基準類型	橋本市の基準案
		支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数(児童の集団の規模)は、おおむね40人以下とすること	参酌	⇒ 国の基準どおり ※一定の経過期間を設定
		放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと(利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	従う	⇒ 国の基準どおり
(4)その他	その他の運営基準	利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止	参酌	⇒ 国の基準どおり
		職員の利用者に対する虐待等の禁止	参酌	⇒ 国の基準どおり
		利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理	参酌	⇒ 国の基準どおり
		感染症又は食中毒の発生、まん延の防止	参酌	⇒ 国の基準どおり
		必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること	参酌	⇒ 国の基準どおり
		放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項等	参酌	⇒ 国の基準どおり
		職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備	参酌	⇒ 国の基準どおり
		職員の秘密の漏洩の禁止等	参酌	⇒ 国の基準どおり
		利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等	参酌	⇒ 国の基準どおり
		市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善	参酌	⇒ 国の基準どおり
		社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力	参酌	⇒ 国の基準どおり

項目		国基準案	基準類型	橋本市の基準案
		開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること	参酌	⇒ 国の基準どおり
		開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること	参酌	⇒ 国の基準どおり
		保護者との密接な連絡(利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと)	参酌	⇒ 国の基準どおり
		市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援	参酌	⇒ 国の基準どおり
		事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等	参酌	⇒ 国の基準どおり
		賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	参酌	⇒ 国の基準どおり
(5)経過措置	経過措置	施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること	—	